

東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。